

損害保険の中でも最も身近な「火災保険」。

その名前から「火事で燃えたら保険金が出る」と思われがちですが、

実は火事以外の様々な事故も補償対象となるケースが多いことをご存じでしょうか？

台風や突風で屋根が飛ばされたり窓が割れたりしたら、建物の火災保険で支払いの対象になることがあります。

そこで今回は少しユニークに、「空想科学火災保険」と題して、現実ではあり得ないようなケースが

補償対象になるのか考えてみましょう!!(あくまでも個人による考察です。)

まずは確認!!この事故は支払われる?支払われない?

一般的な火災保険では「支払い対象になる事故」、「支払できない事故」は主に以下のように定められます。

支払い対象になる事故

- ①火災・落雷・爆発
- ②風災・雹災・雪災害
- ③水災
- ④外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触

支払いできない事故(免責事項)

- ①地震・噴火・これらによる津波
- ②地震による火災
- ③戦争
- ④核燃料物質による事故など

CACE1:巨大怪獣が出現。家が壊されたり燃やされたりしてしまった…!!

- ・免責事項と照らし合わせると①～④には該当しないということになりそうです。
- ・支払い対象となる事故と照らし合わせると、①火災・落雷・爆発、④外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触に該当しそうです。よって怪獣による損害は**補償対象になる**と考えられそうです。



CACE2:ゴジラが出現し放射能炎を放射。放射汚染によって家に住めなくなってしまった!!

- ・ゴジラのように放射能を伴う設定の場合は少し事情が変わります。ポイントは免責事項の④に該当するかどうか。ゴジラはもともと不法投棄された核燃料廃棄物や核実験の影響で発生した怪獣という設定ですので、保険会社は**免責事項の④に該当する**として支払いを拒否してきそうな気がします。

CACE3:巨大隕石が落下したため爆風や津波で家が壊された!!

- ・隕石が落下した場合、爆風による被害は「爆発」または「飛来物の衝突」として**補償対象になる**と考えられそうです。実際に、隕石が民家に落ちて火災保険が支払われた事例も存在します。
- ・隕石によって津波が発生した場合でも、免責事項で定められているのは「地震・噴火による津波」であるため、隕石由来の津波は**補償対象にせざるを得ない**と考えられます。映画のような大規模隕石が落下した場合には、保険会社そのものが機能しなくなるかもしれませんが…。

火災保険は「火災だけ」ではない!

火災保険はその名称に反して、非常に幅広いリスクをカバーする保険です。

ぜひ皆さんもご自身の火災保険の補償の範囲がどうなっているか今一度確認してみてください。

分かりにくい点はぜひ私ども代理店にお尋ねいただければ幸いです。

せっかく高い保険料をお支払いいただいているのですから、ご活用いただけることを願っております。

